

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年3月29日 |
| 【会社名】 | 株式会社ノーリツ |
| 【英訳名】 | NORITZ CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長兼代表執行役員 國井 総一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 神戸市中央区江戸町93番地 |
| 【電話番号】 | (078)391-3361(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼常務執行役員 管理本部長 金田 友三郎 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 神戸市中央区江戸町93番地 |
| 【電話番号】 | (078)391-3361(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼常務執行役員 管理本部長 金田 友三郎 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ノーリツ東京支店 (東京都新宿区西新宿2丁目6番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成25年3月28日開催の当社第63回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき16円

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、國井総一郎、西端雄二、大滝俊之、金田友三郎、植田英雄、仲村貴文、小川泰彦の7氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、高橋秀明氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、大塚明氏を選任する。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部改定及び継続の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 賛成率 (%) | 決議結果 |
|--------|------------|------------|------------|-------|------------|------|
| 第1号議案 | 407,086 | 27 | 55 | (注) 1 | 98.1 | 可決 |
| 第2号議案 | 404,600 | 2,513 | 55 | (注) 2 | 97.5 | 可決 |
| 第3号議案 | | | | (注) 3 | | |
| 國井 総一郎 | 382,461 | 24,652 | 55 | | 92.1 | 可決 |
| 西端 雄二 | 404,516 | 2,597 | 55 | | 97.4 | 可決 |
| 大滝 俊之 | 404,378 | 2,735 | 55 | | 97.4 | 可決 |
| 金田 友三郎 | 404,536 | 2,577 | 55 | | 97.4 | 可決 |
| 植田 英雄 | 404,537 | 2,576 | 55 | | 97.4 | 可決 |
| 仲村 貴文 | 404,541 | 2,572 | 55 | | 97.4 | 可決 |
| 小川 泰彦 | 404,578 | 2,535 | 55 | 97.5 | 可決 | |
| 第4号議案 | | | | | | |
| 高橋 秀明 | 347,969 | 59,114 | 55 | | 83.8 | 可決 |
| 第5号議案 | | | | | | |
| 大塚 明 | 402,855 | 4,258 | 55 | | 97.0 | 可決 |
| 第6号議案 | 345,434 | 61,679 | 55 | (注) 1 | 83.2 | 可決 |

(注) 1. 出席した株主の議決権数の過半数の賛成です。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した株主の議決権数の三分の二以上の賛成です。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した株主の議決権数の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができない議決権数は加算しておりません。

以上